

荒川将来像計画 2010

地区別計画

〔板橋区〕

荒川の将来を考える協議会

まえがき

板橋区を流れる荒川は、明治末期の2度の洪水を契機として、洪水からまちを守るために造られた人工の放水路ですが、完成して約80年経った現在では、人工のものとは思えないほど、ひとつの風景としてすっかり地域に定着し、親しまれています。

この荒川の下流部を巡って、私たちの様々なニーズが増えてきています。洪水からまちを守ること、水面を舟運の路として利用することに加え、極度に都市化された板橋区内にあつて残された貴重な空間として、この荒川に生まれた豊かな自然を守り育てる場であったり、スポーツ・レクリエーションを楽しめる場や、地震時の避難場所であったりと、多面的利・活用が求められています。

先の「荒川将来像計画1996」は、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から眺め、様々な意見を調整し、荒川の将来の姿を提示したものです。この「荒川将来像計画1996」は、荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す全体構想と、沿川市区ごとにまとめた地区別計画に分かれています。板橋区の地区別計画については、平成8年4月に策定しており、これ以降、この計画に基づき整備を進めてまいりました。

この度、計画策定から10年余りが経過し、社会情勢等の変化や現状の課題を整理し、それらへの対策や魅力をより向上させるための取組について、荒川下流部全体の今後の川づくりの方向性を示す「荒川将来像計画2010推進計画」を平成22年10月に策定いたしました。

本地区別計画は、その推進計画を受け、荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」において、その将来像について検討し、各市区が住民と協働で川づくりを行うための行動指針としてとりまとめ、関係する多くの方々との協議を重ねて策定したものです。

平成24年 9月

荒川の将来を考える協議会

板 橋 区 長 坂 本 健

国土交通省荒川下流河川事務所長 波多野 真樹

荒川将来像計画2010 地区別計画〔板橋区〕

目次

1. 地区別計画とは	1
1.1 計画のねらい	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 検討体制	3
1.4 推進計画のあらまし	4
2. 荒川づくりの考え方	5
2.1 まちづくりの中での荒川の役割	5
2.2 川づくりの基本方針	6
2.3 土地利用計画	8
2.4 ブロック計画	11
2.4.1 現況土地利用	11
2.4.2 ブロック計画	12
3. 荒川の維持・管理の考え方	21
3.1 基本的な考え方	21
3.1.1 管理計画策定の背景	21
3.1.2 管理上の課題	21
3.1.3 管理計画の手法	22
3.2 行政と区民の役割	23
3.2.1 国（河川管理者）が行う維持管理	23
3.2.2 板橋区が行う維持管理	23
3.2.3 区民が行う維持管理	24
3.3 河川敷の管理計画	25
3.4 自らできる川づくり支援の仕組み	26
4. 計画の実施に向けて	27
4.1 推進の仕組み	27
4.2 計画の変更プロセス	27
4.3 計画書の周知	27

1. 地区別計画とは

地区別計画とは、荒川下流部の沿川自治体 2 市 7 区が、荒川下流部の今後 10 年間の川づくりの方向性を示した「荒川将来像計画 2010 推進計画」を受け、国土交通省荒川下流河川事務所とともに、それぞれの自治体の地区ごとの川づくりの行動指針として策定するものです。

以下に、この地区別計画のねらい、位置づけ、検討体制、推進計画のあらましを示します。この中で、前回策定した地区計画との違いや、上位計画である推進計画との関係を分かりやすく解説します。

1.1 計画のねらい

平成 8 年 4 月に策定された「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取組をとりまとめたものです。荒川下流部は、この計画に基づき自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるような整備が進められています。整備を進めるにあたっては、沿川 2 市 7 区の「荒川市民会議」の議論を踏まえるとともに、国土交通省荒川下流河川事務所と沿川自治体の連携により、親しみのある荒川づくりを進めているところです。

一方、計画策定より 10 年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、荒川下流部においては、河川敷の自然地へのニーズの増加、不法投棄や漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加などの新たな課題が顕在化してきています。

このような背景の下、これまでに得た知見をもとに、荒川下流部における新たな課題に対応し、これらの解決を目指すとともに、荒川下流部をより一層魅力的な川とするため、「荒川将来像計画 2010 推進計画」を平成 22 年 7 月に策定し、この計画に基づき、それぞれの地区ごとの「荒川将来像計画 2010 地区別計画」を策定するものです。



板橋区を流れる荒川 (25.4km～28.2km)

1.2 計画の位置づけ

「荒川将来像計画 2010 推進計画」は、「荒川将来像計画 1996」の理念と方針を踏襲し、荒川下流部全体の今後おおむね 10 年後の望ましい姿を目指した計画としてとりまとめたものです。

地区別計画は、この推進計画をふまえ、荒川下流部の沿川関係自治体である 2 市 7 区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）が主体となり、それぞれの地区における今後 10 年間の川づくりの取組と維持・管理の方針について策定するものです。

「荒川将来像計画 1996」の地区計画書を基にしたこれまでの 10 年余りの取組の結果、板橋区地区では、自然地の保全・創出や多目的地の整備等が推進されてきました。これらの取組により、板橋区地区の荒川河川敷は、一步一步ではありますが、目指すべき望ましい姿に近づいてきています。その一方で、取組の結果生み出された自然地や多目的地の維持管理については、行政に加えて、区民参加による取組が図られ、成果を上げ始めたところです。

そこで、本地区別計画には、これまで 10 年余りの川づくりの成果・効果を継続的に発現するための取組と、区民との協働による河川管理の推進についても盛り込むこととします。

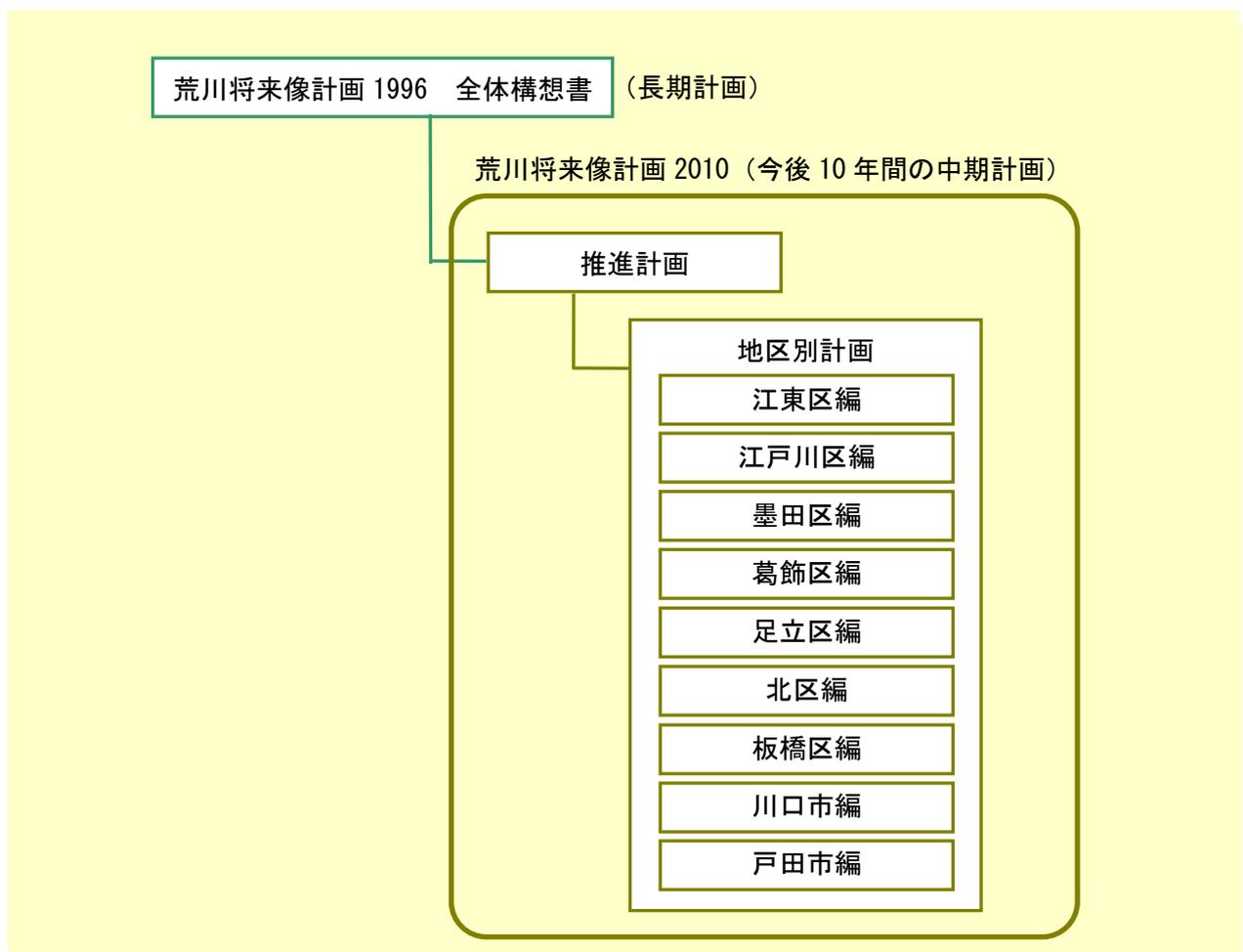


図 1 荒川将来像計画 2010 の構成

1.3 検討体制

地区別計画は、荒川下流部の沿川2市7区の自治体及び国土交通省荒川下流河川事務所に
より原案を作成した上で、各地区の荒川市民会議等において地域住民の意見聴取を行い、「荒
川の将来を考える協議会」への案の提出・承認を得て策定したものです。板橋地区別計画に
つきましても、板橋区荒川市民会議での議論を踏まえ、その意見を取り込みながら策定に至
りました。

地区別計画策定後は、板橋区と国土交通省荒川下流河川事務所が主体となり、地区毎の計
画の改善に向けてフォローアップを行うものとし、必要に応じて内容の見直しを行っていき
ます。

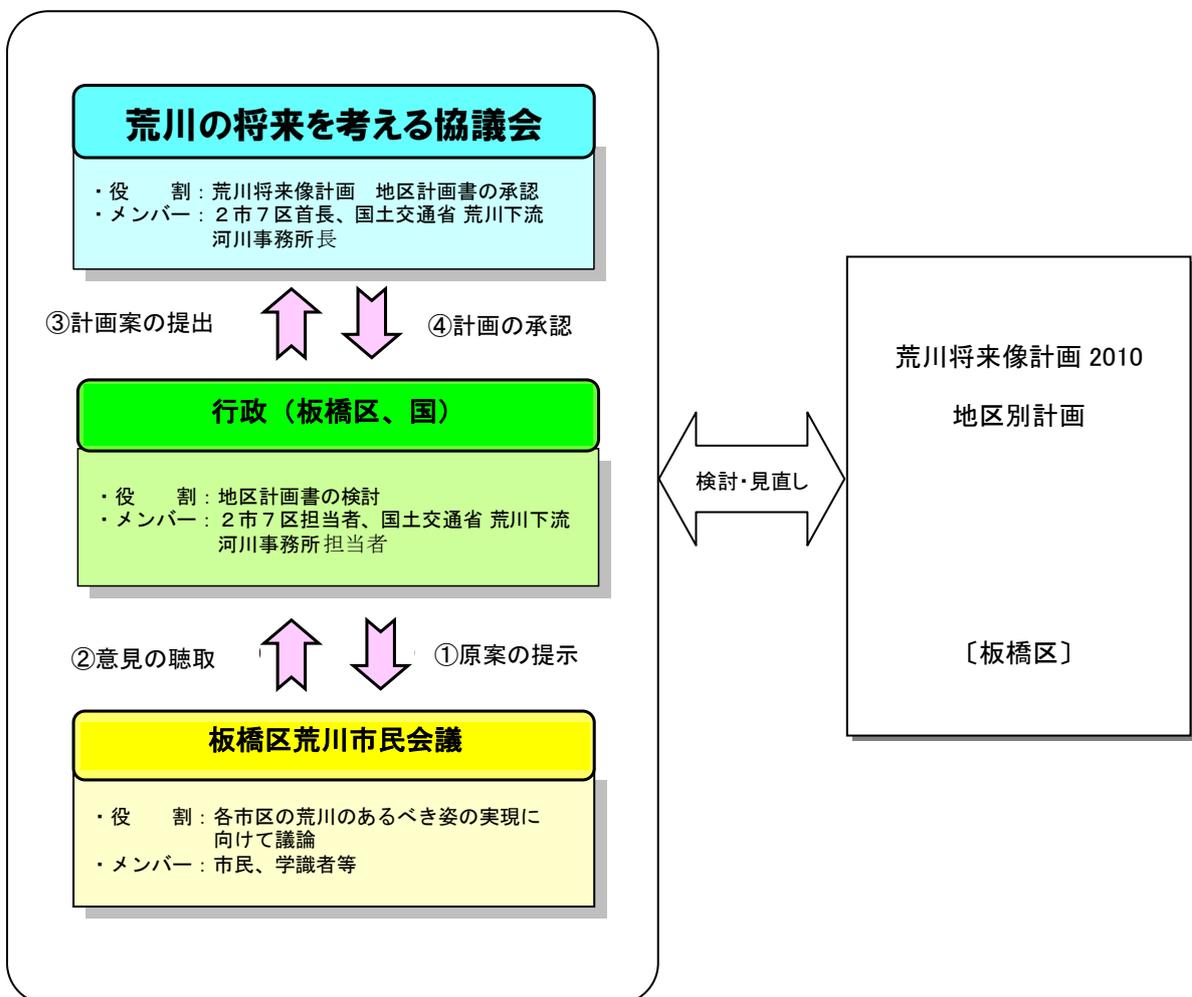


図2 荒川将来像計画 2010 地区別計画（板橋区）の検討体制

1.4 推進計画のあらまし

「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、“放水路から川らしい水辺へ”をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取組を、図3に示す3つの基本理念に基づいて進めていくものとしています。

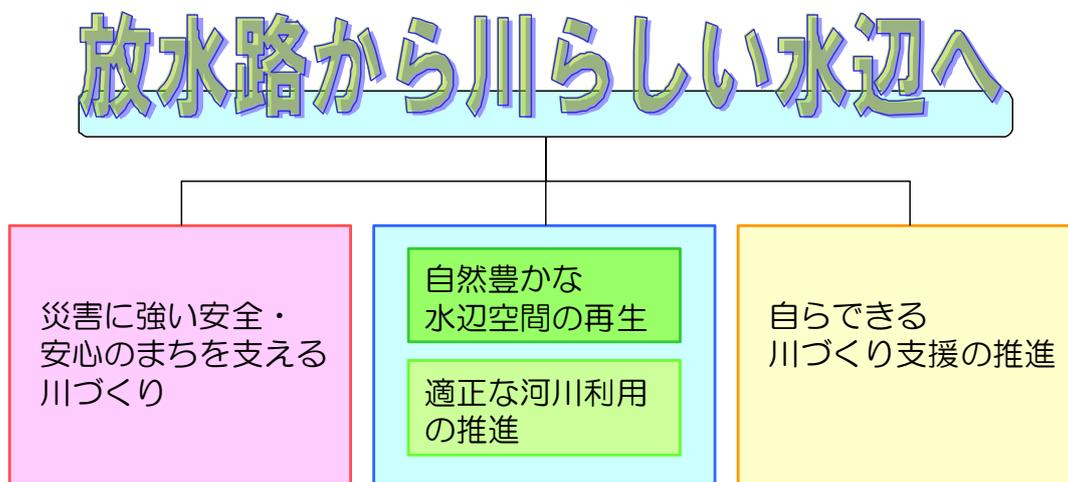


図3 荒川下流部の川づくりの基本理念

推進計画では、上記の基本理念をもとに以下の4つの取組を推進していくものとしています。

○ 災害に強い安全・安心を守る川づくり

- ・ 水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業の推進
- ・ 地震時に対応した河川敷、河川を円滑に活用できる取組の推進
- ・ 緊急用河川敷道路、防災船着場（リバーステーション）の確保と危機管理の推進
- ・ 浸水想定区域の指定・公表などによる水災危機意識の啓発・向上

○ 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり

- ・ 既存の自然地や新たな自然地の保全・創出
- ・ 水質を改善検討し、誰もが安全に親しめる水辺の創出

○ 適正な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

- ・ 利用ルール作成による、誰もが気持ちよく過ごすことができる雰囲気づくり
- ・ 植樹や便益施設の設置基準の改善と治水安全上に配慮した植樹、ベンチの創出
- ・ 河川敷利用のゾーニングをベースとした多様な利用スペースの拡充

○ 自らできる川づくり支援を推進する川づくり

- ・ 現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくための区民との協働による河川管理の推進

2. 荒川づくりの考え方

平成8年4月に策定した「荒川将来像計画 1996 地区計画書」は短期計画としておおむね10年後の姿を示し、地域の人々の協力のもとに、その実現に取り組んできました。

策定後10数年が経過した今、その進捗を調査し、当初の計画との整合を確認するとともに、河川環境や河川利用への意識の変化などの社会情勢への対応を図ることが必要となっています。

このため地区別計画では、平成8年から平成21年にかけて整備された当初の計画の進捗状況と、その成果と課題を明らかにした上で、荒川下流域全体を見据えた、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。

以上を受け、これからおおむね10年後の板橋区地区の荒川河川敷の望ましい姿を実現するための基本方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取組の内容(2.4参照)を示します。

なお、板橋地区は新河岸・舟渡ブロックという一つのブロックで構成されています。

2.1 まちづくりの中での荒川の役割

板橋区地区の荒川河川敷は、区内の都市公園面積の31.7%を占める広大な“みずとみどり”の拠点となっています。

板橋区では「光と風の荒川」整備事業と名づけ、国土交通省の荒川河川敷かさ上げ工事にあわせて、「自然と共生する野外レクリエーションゾーン」として河川敷の整備を進めてきました。

平成23年3月に策定された板橋区緑の基本計画「いたばしグリーンプラン2020」では、荒川は、崖線・石神井川とともに板橋の緑の骨格をなす3つの「緑の軸線」にも位置づけられています。

荒川河川敷は、来るべき大震災の時には、広域避難場所であると同時に、水上輸送やヘリコプター等の発着地点となることから、援助物資を大量輸送できる物流拠点としても、大きな役割を担うことになります。

生物の貴重な生息・生育地となっている荒川の自然地については、全体管理方針を立て、自然地としてのまとまりの確保と質の維持・向上を図り、エコロジカルネットワークの拠点としての機能を高めていくことが必要となっています。

また、広大なオープンスペースでもある荒川河川敷は、スポーツやレクリエーションの拠点として、あるいは春のマラソン大会、夏の花火大会とイベント等にも活用されています。

2.2 川づくりの基本方針

〈コンセプト〉

自然と人が融合する交流拠点「光と風の荒川」

遮るものが無い広大な大地で、燦燦（さんさん）とふりそそぐ日の光を浴び、荒川からの風を受け、多くの人が思い思いに散策に、スポーツに、自然観察にと楽しめる、自然と人が融合した空間をつくっていきます。



〈基本方針〉

○災害に対応した整備の促進

- ・荒川河川敷は地域防災計画において広域避難場所に指定されており、地震等の災害時の防災ネットワークとなる緊急用河川敷道路や防災船着場（リバーステーション）が既に整備されています。
- ・防災機関等との連携を深め、地震等の災害時に有効に運用できるオープンスペースとしての機能を更に高めるための整備を促進していきます。

○自然豊かな水辺空間の再整備と開放

- ・一般に開放されていない生物生態園・中規模自然地について、利用ルールや維持管理方法を定め、実施可能な箇所から開放に向けた再整備を進めていきます。
- ・再整備にあたっては、安全に水辺に親しめるよう、不法行為（不法工作物の設置、不法耕作）を抑止し、散策路（管理用通路を含む）のネットワーク形成を進めていきます。

○誰もが気持ちよく過ごせる仕組み（利用ルール）の徹底

- ・近年、高速自転車走行、ゴルフの練習、ラジコン飛行機等の迷惑・危険行為や、不法工作物の設置、不法耕作、ゴミの不法投棄等の不法行為が増加し、重大事故の発生や河川美化の低下につながっていることから、誰もが荒川河川敷で気持ちよく過ごせるために2市10区で定めた荒川下流河川敷利用ルールの徹底を図っていきます。

○区民との協働による川づくりの推進

- ・人為的な整備を進めてきた荒川河川敷において、現在の管理水準を維持し、自然地の保全や適正な河川敷利用を図るためには、区民の協力が不可欠であることから、区民と行政（河川管理者・公園管理者）の役割分担を明確化し、区民が取り組む管理を継続的・効果的・効率的に進めることができる連携の仕組みづくりを構築していきます。

2.3 土地利用計画

推進計画では、現状の河川敷利用状況をふまえながら、これからおおむね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用系ゾーン」は主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適正な利用を図っていくゾーンとされています。

板橋区地区別計画では、このゾーニングに基づき、現況の土地利用と今後の基本方針をふまえ、下表で示した区分に従って水際を含むゾーン内の詳細な土地利用区分を設定しました。

表1 板橋区における土地利用区分

推進計画 ゾーニング	土地利用区分		目的	利用例
自然系ゾーン 利用系ゾーン	自然保全地		現存する自然環境を保全する	モニタリング調査, 自然観察
	自然利用地		市民が自然環境に親しむ	環境教育、自然観察、散策、草摘み、虫取り
	多目的地		多目的に利用	散策、ピクニック、球技以外のスポーツ等
	ゴルフ場※		ゴルフに利用	ゴルフ (散策、ピクニック)
	利用施設	各種競技場※	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う	野球、サッカー、陸上競技等
その他※		スポーツ以外の特定の目的で使用	駐車場、船着場、緊急用河川敷道路等	

※ゴルフ場、各種競技場及びその他については自然度の向上を図っていきます。

また、推進計画では、表2に示すとおり、荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」「湿地化タイプ」「親水タイプ」及び治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプに分類し、これをもとに各地区別計画で水辺の整備方針を立てることが示されました。

板橋区地区においては、現況の水辺の形態を考慮し、この4タイプのうち「湿地化タイプ」と「直壁護岸タイプ」の2タイプで水辺の整備を進めていきます。

この水辺の整備にあたっては、安全に水辺に親しめるよう、不法行為（不法工作物の設置、不法耕作）を抑止し、散策路（管理用通路を含む）のネットワーク形成を進めていきます。

表 2 荒川下流における水辺整備のタイプ

タイプ名		内容
A	干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う
B	湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う
C	親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する
D	直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や変更が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する



板橋生物生態園付近の護岸（26.0km 付近）